6　第一項の事業者は、現行供給約款料金の算定時の供給約款料金原価又は変動額届出供給約款料金原価（次条において「現行供給約款料金原価」という。）に前項の供給約款料金変動額を加えた額を、変動額供給約款料金原価として整理し、様式第六の二第三表に整理しなければならない。

（供給約款変動額料金の設定）

第十二条の三　第十二条の規定は、前条の事業者に準用する。この場合において、同条中「供給約款認可料金」とあるのは「供給約款変動額認可料金」と、「供給約款料金原価」とあるのは「変動額供給約款料金原価」と、「原価算定期間」とあるのは「現行供給約款料金の算定時における原価算定期間」と読み替えるものとする。

第十八条の二第六項中「算定時の供給約款料金原価」の下に「、変動額供給約款料金原価」を加える。

第十八条第一項及び第二項中「総原価」の下に「、変動額供給約款料金原価」を加える。

第十九条第三項中「供給約款料金原価又は」の下に「変動額供給約款料金原価、」を加える。

第二十一条中第七項を第八項とし、第六項を第七項とし、第五項の次に次の一項を加える。

6　第一項の規定にかかわらず、第十二条の二第一項の事業者が、施行規則第十九条第二項第三号の規定により提出すべき書類は、様式第六、様式第六の二及び様式第八とする。

別表第一第一表の(1)中

「	ただし、簡素合理化方式及び簡易ガス事業転換時方式により総原価の算定を行う場合には、関連費の振替は行わないものとする。 」
「	ただし、簡素合理化方式及び簡易ガス事業転換時方式により総原価の算定を行う場合には、関連費の振替は行わないものとする。

を

注　各項目の算定に当たり原価算定期間が２年以上の期間である場合にあっては、各年度（原価算定期間の始期を当該事業者の事業年度の開始の日から６月を経過する日とした場合にあっては、その日から１年を単位とする各年）ごとに算定した額の合計額とする（この表において同じ。）。」

に改める。

別表第一第一表の(3)中「算定し、各事業者に通知する値を用いるものとする。」を「告示する値とする。」に改める。

別表第一第二表中「過去２年」を「原価算定直前２年間」に、

「	この場合において、事業者の経営状況を反映するための年限、全産業自己資本利益率、公社債利回り実績値及びβ値並びに平均実績有利子負債利子率及び平均実績有利子負債利子率を社債利子率の格付による格差により補正した値は、それぞれ経済産業大臣が別に算定し、各事業者に通知する値とする。 」
「	この場合において、事業者の経営状況を反映するための年限、全産業自己資本利益率、公社債利回り実績値及びβ値並びに平均実績有利子負債利子率及び平均実績有利子負債利子率を社債利子率の格付による格差により補正した値は、それぞれ経済産業大臣が別に告示する値とする。

を

に

注　レートベースの算定に当たり原価算定期間が２年以上の期間である場合にあっては、各年度（原価算定期間の始期を当該事業者の事業年度の開始の日から６月を経過する日とした場合にあっては、その日から１年を単位とする各年）ごとに算定した額の合計額とする。」

に改める。

別表第一第三表中

「	様式第14の４に記載した原価（原資）算定期間における額とする。 」
「	様式第14の４に記載した原価（原資）算定期間における額とする。

を

注　各項目の算定に当たり原価算定期間が２年以上の期間である場合にあっては、各年度（原価算定期間の始期を当該事業者の事業年度の開始の日から６月を経過する日とした場合にあっては、その日から１年を単位とする各年）ごとに算定した額の合計額とする。」

に改める。

様式第一第一表中「。なお、原価算定期間の始期を下期とした場合には原価算定期間の初年度及び最終年度に応じて設けた欄を上期、下期及び年度計それぞれの欄に区分し、原価算定期間に含まれない半期分の値についても記載すること」を削る。

様式第二第一表中

「 雑費		」
「 雑費	＜　＞ ＜　＞	」

を

に、

「注１．備考欄には、適宜算定の基礎となる数値等を記載すること。
２．該当事項がない欄は、省略すること。」

を

「注１．雑費の上段＜　＞には寄付金に係る費用を、下段＜　＞には団体費に係る費用を内数として記載すること。
２．備考欄には、適宜算定の基礎となる数値等を記載すること。
３．該当事項がない欄は、省略すること。」

に

改める。

様式第二第二表中

「 雑費		」
「 雑費	＜　＞ ＜　＞	＜　＞ ＜　＞ 」

を

に、

「注１．原価算定期間に応じて年度別に欄を設け記載すること。なお、原価算定期間の始期を下期とした場合には原価算定期間の初年度及び最終年度に応じて設けた欄を上期、下期及び年度計それぞれの欄に区分し、原価算定期間に含まれない半期分の値についても記載すること（以下この様式において同じ。）。
２．備考欄には適宜算定の基礎となる数値等を記載すること（以下この様式において同じ。）。
３．該当事項がない欄は、省略すること（以下この様式において同じ）」

を

「注１．原価算定期間に応じて年度別に欄を設け記載すること（以下この様式において同じ。）。
２．雑費の上段＜　＞には寄付金に係る費用を、下段＜　＞には団体費に係る費用を内数として記載すること。
３．備考欄には適宜算定の基礎となる数値等を記載すること（以下この表において同じ。）。
４．該当事項がない欄は、省略すること（以下この表において同じ。）。」

に

改める。

様式第二第二表の７中

「 雑費						」
合　計						

を